

運営規程

児童福祉法に基づく指定多機能型事業所ウィルサポキッズ廿日市 SSTS 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ラフラインズ（以下「事業者」という。）が設置する多機能型事業所ウィルサポキッズ廿日市 SSTS（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援事業の指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定多機能型事業所の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「通所給付決定保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び通所給付決定保護者の立場に立った適切な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 指定多機能型事業所の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前二項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 指定多機能型事業所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ウィルサポキッズ廿日市 SSTS
(2) 所在地 広島県廿日市市住吉1-5-26 ローレルコート101

(職員の職種、員数及び職務の内容)

指定児童発達支援における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務可）
管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1名以上
児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。
- (ア) 適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の目標及びその達成時期、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画の原案を作成すること。
- (ウ) 児童発達支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文章により利用者の同意を得た上で、作成した児童発達支援計画を記載した書面（以下「児童発達支援計画書」という）を利用者に交付すること。
- (エ) 児童発達支援計画作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6カ月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し指定障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (カ) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (3) 児童指導員又は保育士 2名以上（常勤職員1名以上）
児童発達支援計画に基づき障害児等に対し適切に指導等を行う。
- (4) 機能訓練担当職員 1名以上
児童発達支援計画に基づき、身体機能等障害のある障害児等に対して、定期的に機能訓練を実施する。

2 指定放課後等デイサービスにおける職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務可）
管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名以上

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成すること。

(ウ) 放課後等デイサービス計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文章により利用者の同意を得た上で、作成した放課後等デイサービス計画を記載した書面（以下「放課後等デイサービス計画書」という）を利用者に交付すること。

(エ) 放課後等デイサービス計画作成後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6ヵ月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて放課後等デイサービス計画を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し指定障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(カ) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。

(キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員又は保育士 2名以上（常勤職員1名以上）

放課後等デイサービス計画に基づき障害児等に対し適切に指導等を行う。

(4) 機能訓練担当職員 1名以上

放課後等デイサービス計画に基づき、身体機能等障害のある障害児等に対して、定期的に機能訓練を実施する。

（営業日及び営業時間等）

第6条 事業所の営業日、営業時間並びにサービス提供日、サービス提供時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 毎週月曜日から土曜日までとする。但し、事業所が定める夏季休暇（お盆期間（8月中旬）において事業所が別に定める日）及び年末年始休暇（12月30日～1月3日）を除く。

(2) 営業時間 10時00分から19時00分（長期休暇・祝日・土曜日は9時00分から18時00分）までとする。なお、苦情等の受付は原則として月曜日から金曜日の10時00分から15時00分までとする。

(3) 指定児童発達支援の提供日及び提供時間

第1単位：月曜日から金曜日（長期休暇を含む）までとする。但し、事業所が定める夏季休暇（お盆期間（8月中旬）において事業所が別に定める日）及び年末年始休暇（12月30日～1月3日）を除く。提供時間を10時00分から12時00分までとする。

第2単位：祝日（土、日を除く）とする。但し、事業所が定める夏季休暇（お盆期間（8月中旬）において事業所が別に定める日）及び年末年始休暇（12月30日～1月3日）を除く。提供時間を10時00分から11時00分までとする。

(4) 指定放課後等デイサービスの提供日及び提供時間

第1単位：月曜日から金曜日までとする。但し、事業所が定める夏季休暇（お盆期間（8月中旬）において事業所が別に定める日）及び年末年始休暇（12月30日～1月3日）を除く。提供時間を15時00分から18時00分までとする。

第2単位：長期休暇中（春・夏・冬）月曜日から金曜日までとする。但し、事業所が定める夏季休暇（お盆期間（8月中旬）において事業所が別に定める日）及び年末年始休暇（12月30日～1月3日）を除く。提供時間を12時00分から18時00分までとする。

第3単位：祝日（土、日を除く）とする。但し、事業所が定める夏季休暇（お盆期間（8月中旬）において事業所が別に定める日）及び年末年始休暇（12月30日～1月3日）を除く。提供時間を12時00分から18時00分までとする。

第4単位：土曜日とする。但し、事業所が定める夏季休暇（お盆期間（8月中旬）において事業所が別に定める日）及び年末年始休暇（12月30日～1月3日）を除く。提供時間を10時00分から18時00分までとする。

（利用定員）

第7条 1日の利用定員は指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを合わせて10名とする。

（指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者）

第8条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 発達障害のある未就学児・小学生・中学生

（指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容）

第9条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画の作成

(2) 基本事業

(ア) 個別療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を行う。

(イ) 集団療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行う。

(ウ) 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

(エ) 健康状態の確認

児童の利用日に関する健康状態の確認を行い、記録を取る。

(オ) 相談、助言に関すること

障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(3) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする障害児については、必要な送迎サービスを行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した際には、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所決定保護者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された当該児童発達支援、指定放課後等デイサービスに関わる指定通所支援費基準額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援、放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 指導訓練において通常必要となる経費（コピー代、教材費等）として、1回の利用につき100円（税別）を徴収するものとする。但し、創作活動における費用については1回の利用につき、200円（税別）を徴収するものとする。また、その他実費が生じる場合は、あらかじめ利用者の許可を得て徴収するものとする。

4 前各項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を文書で得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 施設の円滑な管理・運営に協力すること

(2) 施設内では職員の指示を守ること

(3) 他の利用者に迷惑になるような行為は慎むこと

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業所は、通所決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス事業者が提供する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援事業所が提供する指定通所支援を受ける場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援に係る通所利用負担額の合計額（以下この条において、「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。

この場合において、当該児童発達支援、指定放課後等デイサービス事業者は、当該児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、広島市、廿日市市、大竹市とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第14条 現に指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに障害児の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに障害児の保護者及び関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第16条 提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した児童発達支援、指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の21第1項の規定により広島県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は広島県知事及び市町村長

が行う調査に協力するとともに、市町村又は広島県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第17条 事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第18条 事業者は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
原則、事業所の管理者を虐待防止に関する責任者とする。
- （2）苦情解決体制の整備
事業所において苦情受付窓口と第三者委員会を設置する。
- （3）従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （4）虐待防止委員会の設置等に関すること
虐待委員会を従業員で構成し、年に一度報告書を作成する。

（衛生管理等）

第19条 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（身体拘束等の禁止）

第20条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - （2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （3）従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施する

（その他運営に関する重要事項）

第21条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- （1）採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - （2）継続研修 年2回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 3 事業所は、障害児等に対する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ラフラインズと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月1日から改定。

この規程は、令和6年4月1日から改定。

この規程は、令和7年7月28日から改定。